

2023年11月13日

株主各位

高松市亀井町5番地の1
株式会社 百十四銀行
取締役頭取 綾田裕次郎

中間配当に関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2023年11月10日開催の当行取締役会において決議いたしました第155期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の中間配当金の支払いについて、下記のとおりご通知申し上げます。

敬具

記

当行定款第39条の規定に基づき、2023年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|-----------------|------------|
| 1. 中間配当金 | 1株につき35円 |
| 2. 効力発生日(支払開始日) | 2023年12月8日 |

以上

.....

中間配当金のお支払いについて

- ◎ 中間配当金計算書等は、きたる12月7日にお届出ご住所あて発送申しあげる予定でございます。
- ◎ 銀行振込みをご指定の方には、12月8日付をもってご指定の口座にお振込みの手続きをいたします。